



担	平成26年5月30日 徳島労働局総務部企画室
当	企画室長 松岡 和人 労働紛争調整官 牧野 雄一 (電話) 088(652)9142

総合労働相談コーナーの利用者数が継続して増加！

《「いじめ・嫌がらせ」に関する相談の増加も顕著に！！》

～平成25年度徳島労働局個別労働紛争解決制度の施行状況～

徳島労働局（局長 樋野浩平）では、平成25年度の個別労働紛争解決制度における相談、助言・指導、あっせんの運用状況を取りまとめた。

【平成25年度の相談、助言・指導、あっせん件数】

- ・総合労働相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,387件(前年度比 2.4%増)
- ・民事上の個別労働紛争相談件数・・・・・・・・ 1,619件(同 1.4%増)
- ・助言・指導申出件数・・・・・・・・・・・・・・ 146件(同 18.7%増)
- ・あっせん申請受理件数・・・・・・・・・・・・・・ 52件(同 13.0%増)

(1) 総合労働相談(*1) 件数について

◎ 総合労働相談件数は、昨年度より増加し、4年連続1万件を超えている(第1図)。

(2) 民事上の個別労働紛争相談件数について

◎ 民事上の個別労働紛争相談件数は、昨年度より増加し、4年連続1,500件を超えている(第2図)。

◎ 民事上の個別労働紛争の内容別で見ると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が個別労働紛争解決制度発足(平成13年10月)後、最多の件数となった(表)。

◎ その他の労働条件(懲戒処分、昇給・昇格のほか、労働基準法違反には当たらない年次有給休暇制度、休業、賃金及び退職金など)に関する相談が昨年度に引き続き第1位となったが、昨年度より減少した(表)。

(3) 助言・指導(*2)、あっせん(*3)が複数年連続高水準

◎ 助言・指導申出は、146件で4年連続100件を超える件数となっており、あっせん申請件数は4年連続増加している(第4図)。

◎ 助言・指導は1か月以内に96.6%が処理完結し、内容的にも70.2%が解決しており、迅速に対応している。

◎ あっせん申請は52件で、平成17年度以来8年ぶりに50件を超えた。

◎ あっせんへの被申請人の参加率は81.6%で、あっせんに参加した場合の合意率は58.1%である。

(数字を掲載した概要は別添1参照)

*1 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物などに、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。

*2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

*3 「あっせん」：紛争当事者の間に、弁護士や大学教授など労働問題の専門家である紛争調整委員が入って

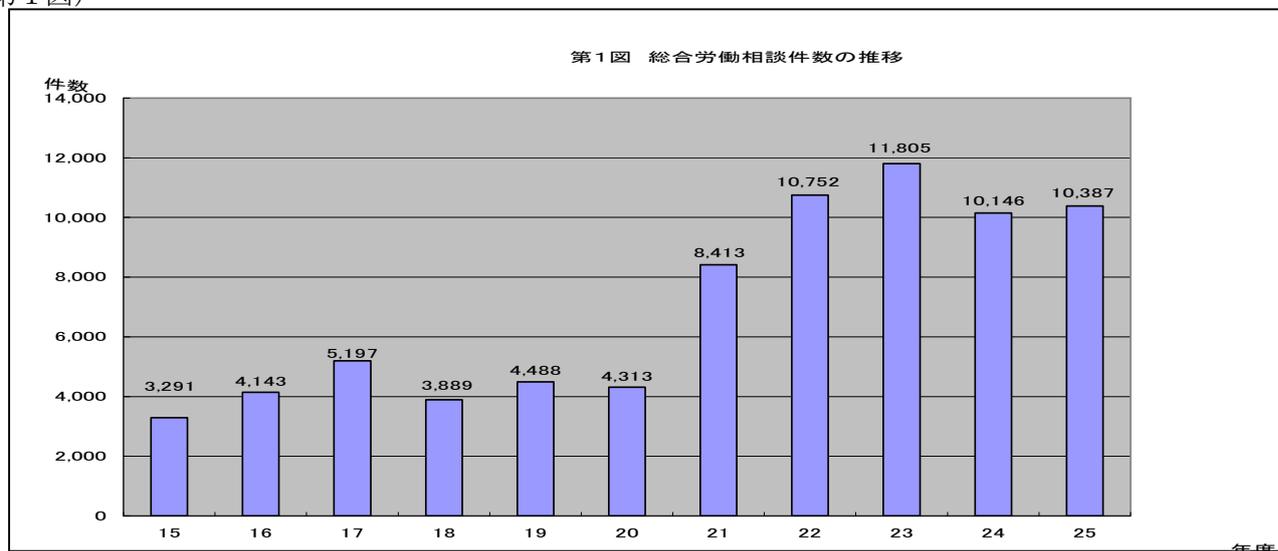
話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。双方から求められた場合には、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示する。

平成25年度に処理された徳島労働局における個別労働紛争解決制度の利用状況は以下のとおりである。

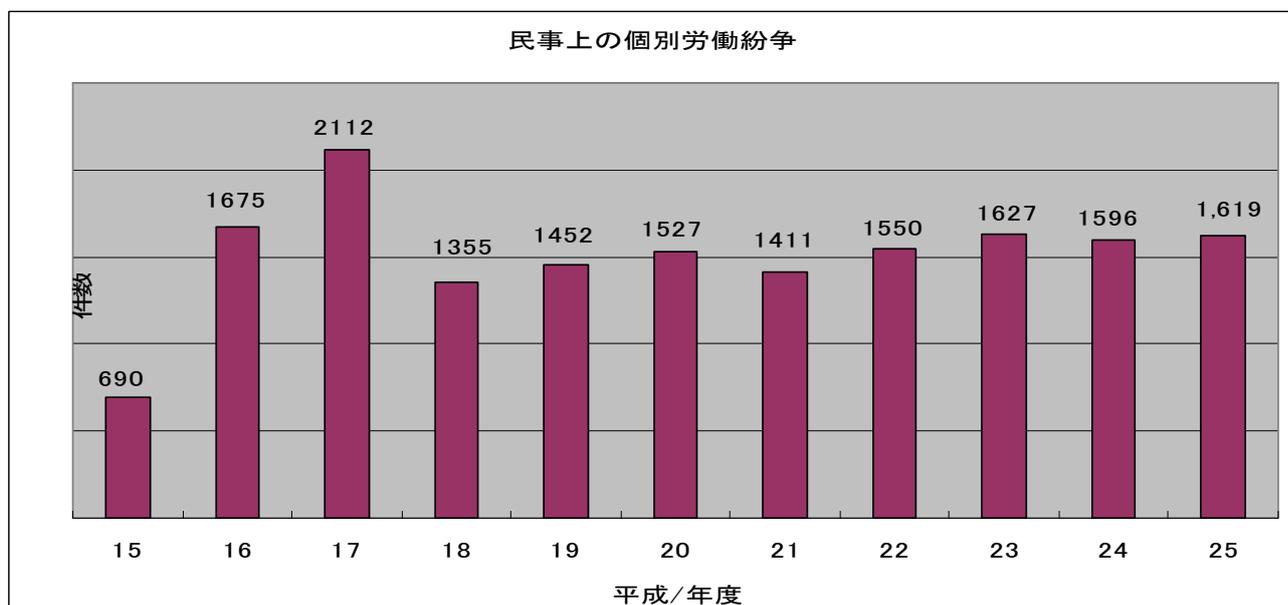
1 相談受付状況

平成25年度に徳島労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナー（別添2参照）に寄せられた総合労働相談は昨年度、4年連続1万件を超えた（第1図参照）。労働条件（労働基準法上の違反を伴わないもの）、解雇・雇止め、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引下げなど、いわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談件数も、依然として1,500件を超える水準で推移しており、総合労働相談件数、民事上の個別労働関係紛争ともに依然としても高止まりの傾向を示している。

（第1図）



（第2図）



平成25年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、「その他の労働条件」（懲戒処分、昇給・昇格を含む。）が20.0%と最も多く2年連続第1位となった。次いで「解雇・雇止め」に関するものが19.3%と、2年連続第2位となった。「いじめ・嫌がらせ」に関するものが18.5%と、平成22年度以降、連続して第3位となっている。「労働条件の引下げ、異動（在籍出向、配置転換）」に関するものが9.6%と第5位となり、代わって「自己都合退職」に関するものが10.2%と第4位に上がった。また、「退職勧奨」に関するものが第6位となっている（第3図及び表参照）。

民事上の個別労働紛争の中で、平成25年度に大きく増加したのが、「いじめ・嫌がらせ」で、いわゆる「職場におけるパワーハラスメント」を含む区分であるが、平成24年度に比べ91件増加（対前年度比1.3倍の増加）し、平成24年度に一時減少した以外は、増加傾向が顕著である。いじめ・嫌がらせは全国統計では群を抜いて第1位であるが、徳島県においても全国に追随する傾向を示している（第3図及び表参照）。なお、職場におけるパワーハラスメントについては、喫緊に国・地方公共団体、企業、労働組合等が取り組むべき課題として、平成24年3月に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」によりとりまとめられている（厚生労働省HP参照）。

「その他の労働条件」に関することは、労働基準法違反に当たらない年次有給休暇制度（事後買い上げなど）、休業、賃金及び退職金、過重労働による身体的・精神的損失などが該当するが、徳島県で初の第1位となった昨年度より30件（3.9ポイント）減少したものの、相談内容は相変わらず多岐にわたっている。

「解雇・雇止め」に関しては、件数的には平成25年度は昨年度比で微増となっている。平成23年度まで相談内容の内訳で第1位であったが、全国統計における「解雇」と同様、近年減少傾向を示しており、24年度に引き続き25年度も第2位であった。

「自己都合退職」というのは、「事業主が退職を認めてくれない。」などの相談を指すが、前年度比で49件増（対前年度比約1.3倍の増加）となった。一方、「退職勧奨」も、前年度比で76件増（対前年度比約1.7倍の増加）となり、双方とも著しく増加している。

解雇・雇止めと労働条件の引下げ、異動が減少傾向であるのに対して、いじめ・嫌がらせ、自己都合退職、退職勧奨が平成25年度に顕著に増加したことから、職場環境の悪化・陰湿化と、好況による人手不足を反映し、辞めたくても辞めさせてくれないなど事案の内容に変化がうかがわれる。

(表) 民事上の個別労働紛争の内訳における相談の増加状況

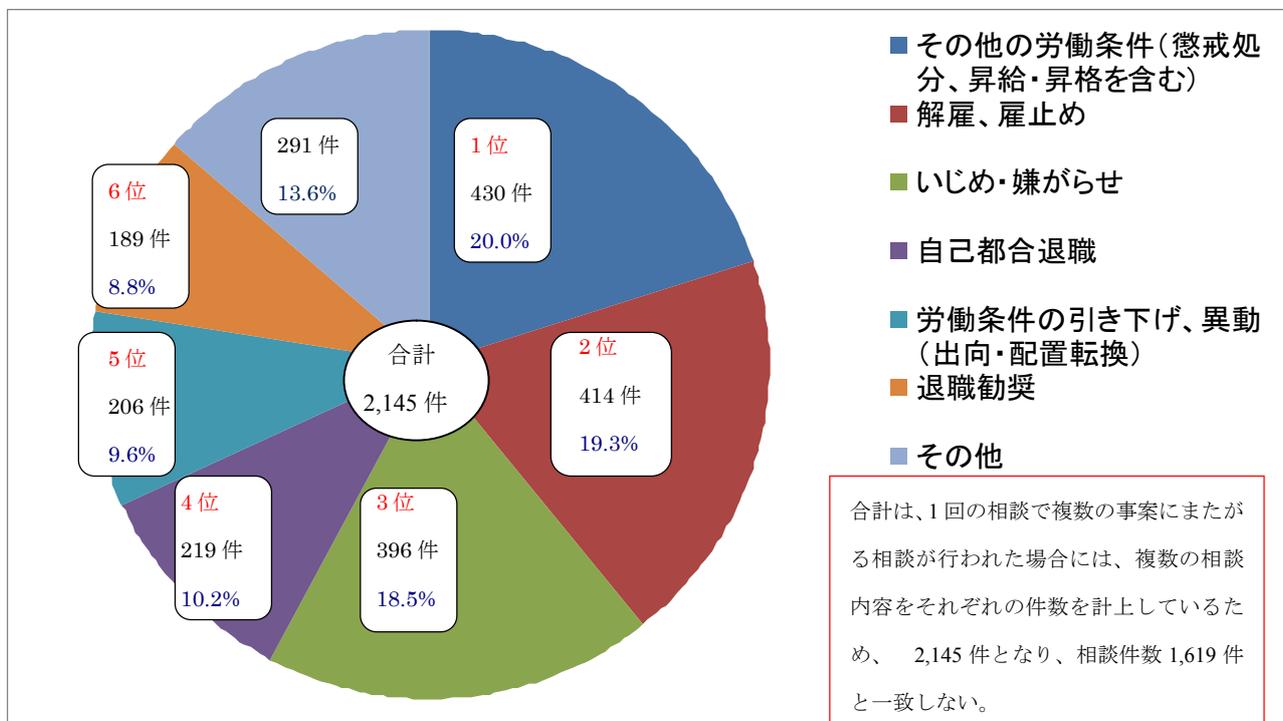
紛争の内容	年度	21	22	23	24	25
「その他の労働条件」（懲戒処分、昇給・昇格を含む）に関する相談	件数	251	290	347	460	430
	割合（%）	14.9	16.1	17.2	23.9	20.0
「解雇・雇止め」に関する相談	件数	508	544	461	399	414
	割合（%）	30.2	30.1	22.9	20.8	19.3
「解雇」（「雇止め」を除いたもの）	件数	475	458	393	339	362
	割合（%）	28.2	25.4	17.5	17.6	16.9
「いじめ・嫌がらせ」に関する相談	件数	233	282	343	305	396
	割合（%）	13.8	15.6	17.0	15.9	18.5

「自己都合退職」に関する相談	件数	93	172	249	170	219
	割合 (%)	5.5	9.5	4.6	8.8	10.2
「労働条件の引下げ、異動（在籍出向、配置転換）」に関する相談	件数	251	182	202	228	206
	割合 (%)	14.9	10.1	10.0	11.9	9.6
「退職勧奨」に関する相談	件数	86	100	91	113	189
	割合 (%)	5.1	5.5	4.5	5.9	8.8
合 計	件数	1,683	1,806	2,015	1,921	2,145

割合 (%) = 件数 / 民事上の個別労働紛争の内訳の合計数 × 100

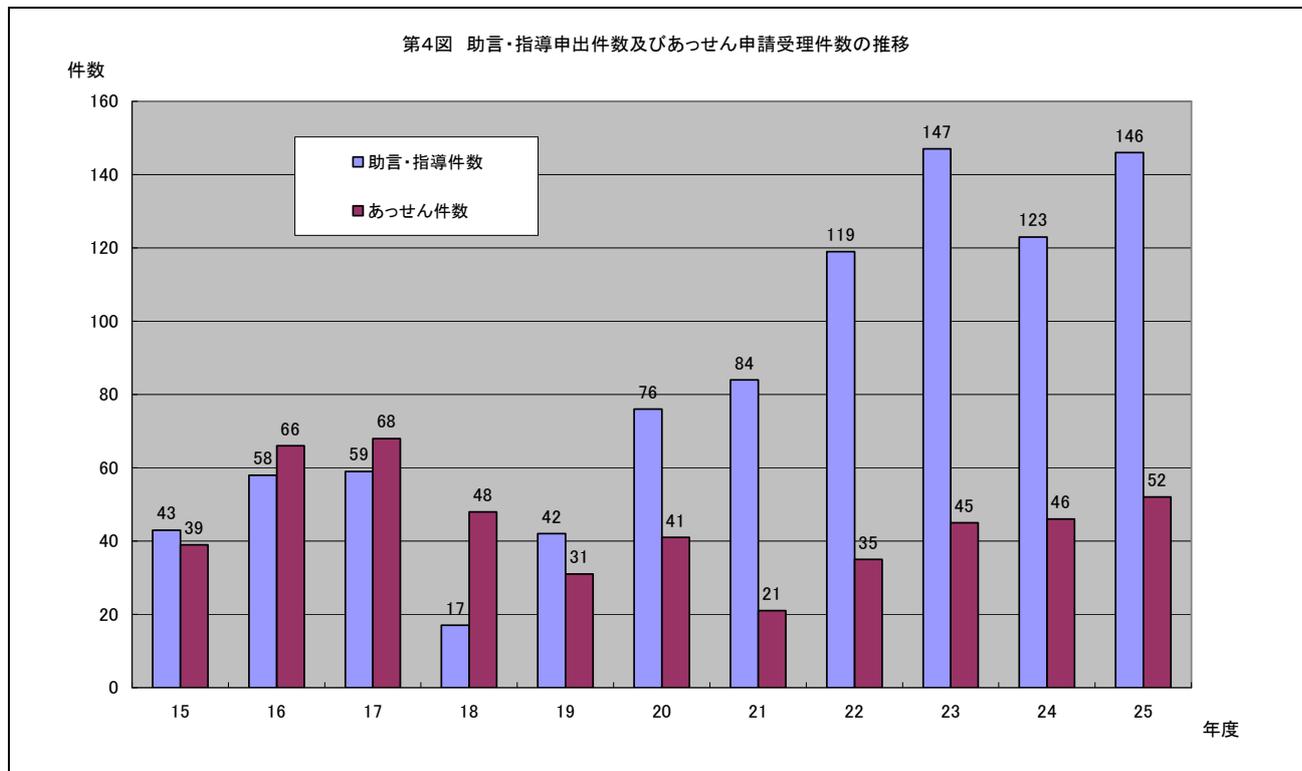
「民事上の個別労働紛争の内訳」の合計数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容をそれぞれ件数として計上しているものであり、これを母数として上記(表)の割合を算出している。

第3図 平成25年度中に寄せられた民事上の個別労働紛争件数の内訳



2 徳島労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況（別添1参照）

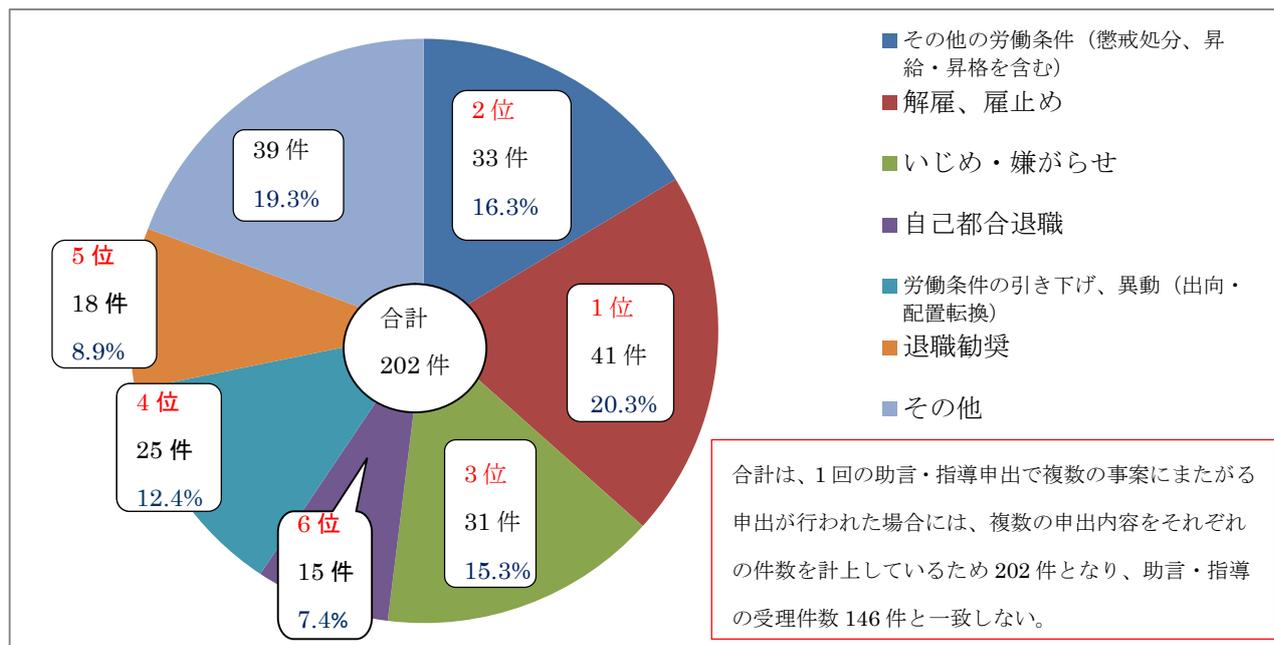
平成25年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は146件、あっせん申請受理件数は52件となった（第4図）。



助言・指導の申出の主な内容は、「解雇・雇止め」が20.3%と最も多く、次いで「その他の労働条件」（懲戒処分、昇給・昇格を含む。）に関するものが16.3%、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが15.3%、以下、労働条件の引き下げ、異動（出向・配置転換）12.4%、退職勧奨8.9%となっており、事案の内容の変化とともに多様化の状況にあることがうかがわれる（第5図）。

平成25年度において助言・指導を実行した141件のうち、解決が確認されたものが99件(解決率70.2%)であった。1か月以内に処理完結したものは、全体の96.6%であった。

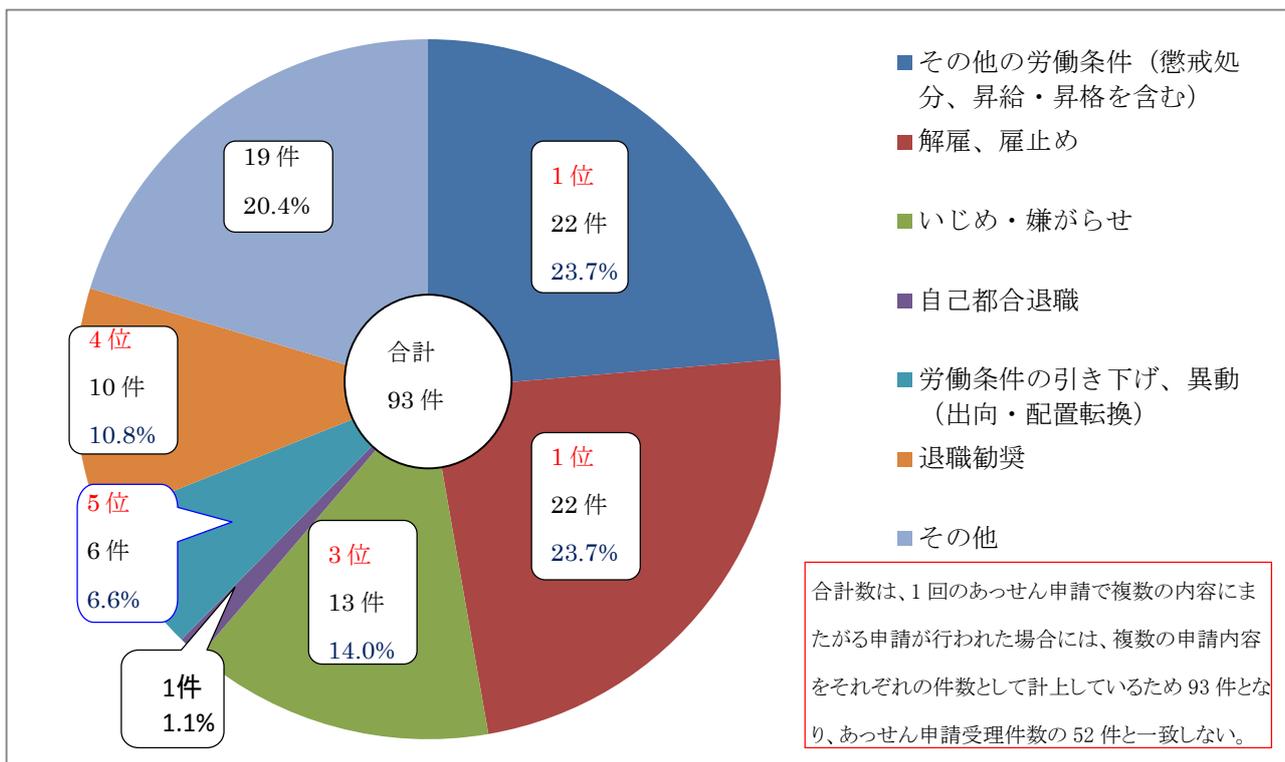
第5図 平成25年度に助言・指導の申出の受付を行った件数の内訳



あっせんの申請の主な内容は、「その他の労働条件」（懲戒処分、昇給・昇格を含む。）と「解雇・雇止め」に関するものがともに23.7%で最も多く、以下、「いじめ・嫌がらせ」が14.0%、「退職勧奨」10.8%となっている。

あっせん手続きが終了した49件のうち、取下げとなった5件を除き、解決が確認されたものは24件であった。当事者の一方があっせんに参加した件数は31件であっせん参加率は81.6%であり、あっせんに参加した場合の合意率は58.1%であった。あっせん終了までの平均処理日数は39.2日であった。

第6図 平成25年度にあっせんの申請の受理を行った件数の内訳



【徳島労働局における最近の助言・指導】

事例1:「配置転換」に係る助言・指導	
事案の概要	申出人は、大手電機製品小売業の正社員であるが、独身でパソコンに精通しているという理由で、埼玉県内の店舗への異動を一方向的に命じられた。母の介護等家庭の事情で応じかねる。会社側と対等に話し合いをできないものだろうか。
助言・指導の内容	被申出人に助言を実行したところ、会社と相談者の間で話し合いがもたれ、配置転換命令が撤回され、今までどおりの店舗で勤務できることとなった。
事例2:「いじめ・嫌がらせ」に係る助言・指導	
事案の概要	長年にわたり同僚から暴行され暴言も吐かれるが、上司は何もしてくれない。改善してほしい。
助言・指導の内容	取締役にて企業の職環境改善義務について助言したところ、申出人、加害者と取締役で話し合いが持たれ、暴行・暴言等いじめの事実が特定されて、加害者が謝罪した。

【徳島労働局におけるあっせん】

事例1:「退職強要」(退職勧奨)に係るあっせん	
事案の概要	元々上司から無視されたり、口を利いてもらえなかったり、パワーハラスメントを受けてきた。企業側も当該パワハラを解消など職場環境改善対応を何らしてくれなかった。結局、当該上司との行き違いで「やる気がないなら辞表を持ってきたら。」と強い退職勧奨を受け、退職を余儀なくされた。
あっせんのポイント・結果	「職場環境配慮について全く落ち度がなかったとは言い切れない。」と企業側があっせんに応じ、企業として一部職場環境配慮義務の履行が不十分だったことを認め、退職の確認と、当該退職に対する解決金〇万円を支払うことで合意した。
事例2:「退職」に係るあっせん	
事案の概要	本当は申請人が勤務先で取引先の職員と折が合わなかったためであったにもかかわらず、当時真の理由が会社側から明らかにされないまま配置転換を命じられ、拒否して退職したが、この不当な配置転換命令に対して、精神的苦痛を受けたので、会社に対して補償金の支払を求める。
あっせんのポイント・結果	金銭補償はなされなかったものの、被申請会社が申請人を再雇用することで合意した。

徳島県の個別労働紛争解決制度の運用状況(概要)

(平成25年4月1日～平成26年3月31日) ※()内は平成24年度の実績

1 総合労働相談コーナーに寄せられた相談	10,387件(10,146)
相談者の種類	
労働者	4,738件(4,752)
事業主	4,221件(3,873)
その他	1,428件(1,521)
2 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数	1,619件(1,596)
① 相談者の種類	
労働者	1,233件(1,276)
事業主	186件(169)
その他	200件(151)
② 労働者の就労状況	
正社員	441件(392)
パート・アルバイト	207件(193)
派遣労働者	23件(44)
期間契約社員	136件(131)
その他	812件(836)
③ 紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は2,145件となる。)	
普通解雇	286件(285)
整理解雇	46件(21)
懲戒解雇	30件(33)
雇止め	52件(60)
労働条件の引下げ(賃金)	90件(75)
労働条件の引下げ(退職金)	4件(7)
労働条件の引下げ(その他)	68件(89)
在籍出向	3件(3)
配置転換	41件(54)
懲戒処分	29件(31)
昇給・昇格	2件(5)
その他の労働条件	399件(413)
退職勧奨	189件(113)
自己都合退職	219件(170)
いじめ・嫌がらせ	396件(305)
採用内定取消	8件(11)
募集	7件(4)
採用	17件(16)
定年等	11件(3)
年齢差別	0件(0)
障害者差別	12件(3)
雇用管理改善・その他	12件(11)
労働契約の承継	3件(3)
教育・訓練	2件(0)
人事評価	2件(5)
賠償	78件(88)
その他	139件(113)
3 都道府県労働局長による助言・指導の件数	
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数	146件(123)
① 労働者の就労状況	
正社員	59件(48)
パート・アルバイト	27件(20)
派遣労働者	1件(9)
期間契約社員	29件(22)
その他	30件(24)
② 紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が202件となる。)	
普通解雇	30件(25)
整理解雇	4件(0)
懲戒解雇	0件(3)
雇止め	7件(5)
労働条件の引下げ(賃金)	10件(7)
労働条件の引下げ(退職金)	0件(0)
労働条件の引下げ(その他)	10件(6)
在籍出向	0件(0)
配置転換	5件(5)
懲戒処分	3件(3)
昇給・昇格	0件(0)
その他の労働条件	30件(26)
退職勧奨	18件(9)
自己都合退職	15件(9)
いじめ・嫌がらせ	31件(25)
採用内定取消	2件(2)
募集	1件(0)
採用	3件(1)
定年等	0件(1)
年齢差別	0件(0)
障害者差別	3件(0)
雇用管理改善・その他	1件(1)
労働契約の承継	0件(0)
教育・訓練	0件(0)
人事評価	0件(0)
賠償	5件(1)
その他	24件(18)
(2) 助言・指導の手続を終了した件数	145件(122)
終了の区分	
助言を実施	141件(115)
解決したもの	99件(89)
指導を実施	0件(0)
取下げ	4件(5)
打切り	0件(2)
制度対象外	0件(0)
その他	0件(0)
4 紛争調整委員会によるあっせんの件数	
(1) あっせんの申請の受理を行った件数	52件(46)
① 労働者の就労状況	
正社員	27件(14)
パート・アルバイト	12件(10)
派遣労働者	0件(4)
期間契約社員	9件(8)
その他	4件(10)
② 紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が93件となる。)	

普通解雇 10件(9) 整理解雇 8件(0) 懲戒解雇 0件(1) 雇止め 4件(3) 労働条件の引下げ(賃金) 1件(2) 労働条件の引下げ(退職金) 0件(0) 労働条件の引下げ(その他) 4件(1) 在籍出向 0件(0) 配置転換 1件(2) 懲戒処分 0件(0) 昇給・昇格 0件(1) その他の労働条件 22件(7) 退職勧奨 10件(4) 自己都合退職 1件(2) いじめ・嫌がらせ 13件(13) 採用内定取消 1件(0) 定年等 2件(0) 年齢差別 0件(0) 障害者差別 1件(0) 雇用管理改善・その他 1件(0) 労働契約の承継 0件(0) 教育・訓練 0件(0) 人事評価 0件(0) 賠償 5件(3) その他 9件(2)
(2) あっせんの手続を終了した件数 49件(44)
終了の区分 あっせんを開催せずに合意成立 6件(2) 申請の取下げ 5件(2) 打切り(不参加) 7件(15) あっせん開催 31件(25) あっせんで合意成立 18件(16) 打切り(不参加以外) 13件(9)

徳島労働局の記者発表文では、「その他の労働条件(懲戒処分、昇格・昇給を含む)」、「解雇、雇止め」、「いじめ・嫌がらせ」、「自己都合退職」、「労働条件の引き下げ、異動(出向・配置転換)」、「退職勧奨」、「その他」の7形態に分類した。

上記2の③及び3の(1)の②における27分類、ならびに4の(1)の②における25分類が、厚生労働省本省が示している正式な分類型である。

別添 2

◎ 総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
徳島労働局 総合労働相談コーナー ☆	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 4階 徳島労働局総務部企画室内	088-652-9142
徳島 総合労働相談コーナー ☆	徳島市万代町 3丁目 5 徳島第 2 地方合同庁舎 1階 徳島労働基準監督署内	088-622-8138
鳴門 総合労働相談コーナー	鳴門市撫養町南浜字東浜字馬目木 119-6 鳴門労働基準監督署内	088-686-5164
三好 総合労働相談コーナー	三好市池田町マチ 2429-12 三好労働基準監督署内	0883-72-1105
阿南 総合労働相談コーナー	阿南市領家町本荘ヶ内 120-6 阿南労働総合庁舎 3階 阿南労働基準監督署内	0884-22-0890

☆印のコーナーには女性相談員がいます。